

花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号。以下「法」という。）第3条及び第5条に基づき、多様な性を認め合う社会の実現に資するとともに、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の実施により法律上の婚姻制度を利用することが容易でない者の生活上の困難や生きづらさの軽減を図り、誰もが個人として尊重される地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 法第2条第1項に規定する「性的指向」をいう。
- (2) ジェンダーアイデンティティ 法第2条第2項に規定する「ジェンダーアイデンティティ」をいう。
- (3) 性的マイノリティ ジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる者又は性的指向が異性に限らない者をいう。
- (4) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。
- (5) ファミリーシップ パートナーシップにある2人が、子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）と家族として協力し合う関係をいう。
- (6) 宣誓 パートナーシップにある2人が、互いにパートナーシップ又はファミリーシップであることを、市長に対して誓うことをいう。

（相談窓口の設置）

第3条 市長は、性的マイノリティ、パートナーシップ又はファミリーシップであることを理由とする不当な差別によって権利が侵害された場合の相談を受けるため、窓口を置くものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、関係機関と連携してこれに適切に対応するよう努めるものとする。

（施策の実施）

第4条 市は、花巻市男女共同参画推進条例（平成18年花巻市条例第13号）第8条に規定する基本計画に基づき、多様な性の理解の推進に係る施策を実施するものとし、市長は、当該施策の実施について、同条例第13条に規定する花巻市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

（市民及び事業者への情報発信）

第5条 市長は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への情報発信に努めるものとする。

（宣誓の方法等）

第6条 パートナーシップの宣誓は、宣誓をしようとする者の連名により、これを行う。

2 ファミリーシップの宣誓は、前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時又はパートナーシップの宣誓が有効である期間において、宣誓をしようとする者の連名により、これを行う。

3 市長は、第1項又は前項の規定による宣誓があった場合は、宣誓をしたそれぞれの者に対して、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付するものとする。

（宣誓の要件）

第7条 前条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方若しくは双方が市の区域内に住所を有し、又は宣誓をした日（第12条において「宣誓日」という。）から3か月を経過する日までに市の区域内へ転入を予定していること。
- (3) 配偶者（法律上の婚姻関係にある者をいう。）がいないこと。

- (4) 共に宣誓をしようとする者以外に、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
 - (5) 共に宣誓をしようとする者以外に、パートナーシップ（前2号に該当する者を除く。）にある者がいないこと。
 - (6) 共に宣誓をしようとする者が、近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。）でないこと（養子縁組による場合を除く。）。
 - (7) 過去に第12条第1項第1号又は第2号の規定により宣誓書（前条の規定により宣誓をしようとする者の連名により提出する書面をいう。以下同じ。）が無効となったことがないこと。
- 2 前条第2項の規定によるファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (1) 前条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をしていること（パートナーシップの宣誓と同時にファミリーシップの宣誓をする場合を含む。）。
 - (2) ファミリーシップの対象とする15歳以上である子及び親について、その者の同意を得ていること。

（通称の使用）

第8条 宣誓をしようとする者が、通称（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に使用しているものをいう。以下この条において同じ。）の使用を希望し、市長が必要と認めるときは、宣誓書において、戸籍上の氏名と併せて通称を使用することができる。

（パートナーシップ及びファミリーシップの解消）

- 第9条 第6条第1項の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）は、一方又は双方がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたときは、市長にパートナーシップの解消を届け出なければならない。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、ファミリーシップの解消について、市長に届け出なければならない。
- (1) 一方又は双方がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。
 - (2) 一方又は双方がファミリーシップの対象者とファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。
- 3 前2項の規定による届け出をした者は、速やかに受領証を市長に返還しなければならない。

（子又は親の氏名の削除）

第10条 ファミリーシップの対象者（15歳以上の子又は親に限る。）は、宣誓書の記載事項から当該子又は親の氏名を削除する申立てをすることができる。

（受領証の返還）

- 第11条 受領証の交付を受けた宣誓者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証の返還について市長に届け出なければならない。
- (1) 宣誓者の双方が市の区域内に住所を有しなくなったとき（転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市の区域外へ住所を異動する場合を除く。）。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方又は双方が婚姻の届出を提出したとき。
- 2 前項の規定による届出をした者は、速やかに受領証を市長に返還しなければならない。
- 3 第1項第2号に該当する場合において、宣誓者が引き続き受領証の保持を希望するとき、市長は、前項により返還された受領証に死亡した翌日以降使用できない旨を明示した上で、当該受領証を交付することができる。

（宣誓書の無効等）

- 第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者が提出した宣誓書を無効とする。
- (1) 虚偽その他不正な方法により受領証の交付を受けたとき。
 - (2) 受領証を不正に使用したとき。
 - (3) 宣誓日に宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していない場合において、宣誓日から起算して3か月を経過する日までに、宣誓者のいずれも市の区域内に転入していないとき。
- 2 市長は、前項第1号又は第2号に該当する者に受領証の返還を求めるものとする。
- 3 前項の規定により受領証の返還を求められた宣誓者は、既に交付されている受領証を速やかに市長に返還しなければならない。

（宣誓書の記載事項変更）

第13条 宣誓者は、宣誓書の記載事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、変更の届出をしなければならない。

- (1) 戸籍上の氏名を変更したとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 新たに通称名の使用を希望するとき。
- (4) 使用している通称名を変更するとき。
- (5) ファミリーシップの対象者が死亡したとき。

（番号の公表）

第14条 市長は、第9条、第11条及び第12条の規定により返還されるべき受領証が返還されるまでの期間において、当該受領証の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表する。

（受領証の交付証明）

第15条 市長は、受領証の交付を受けた者から、当該受領証の交付を受けていることの証明を求められたときは、受領証交付済証明書を交付するものとする。

（自治体との相互連携）

第16条 相互連携を図る自治体（市長が認めるものに限る。第3項において「連携自治体」という。）から受領証に準じる書面の交付を受けて市の区域内に転入した者（次項及び第3項において「宣誓転入者」という。）であって、本市においてもパートナーシップ又はファミリーシップの継続を希望する者は、受領証の交付を求めることができる。この場合において、第6条第1項及び第2項に規定する宣誓を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による受領証の交付の求めがあった場合は、受領証を宣誓転入者に交付するものとする。

3 市長は、宣誓者又は宣誓転入者が市の区域外に住所を異動し、連携自治体へパートナーシップ又はファミリーシップの継続申告に係る書類を提出した場合は、第11条に規定する受領証の返還がされたものとみなす。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（花巻市男女共同参画推進条例の一部改正）

2 花巻市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

第13条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（令和6年花巻市条例第34号）第4条の規定による意見の求めに応じ、多様な性の理解の推進に係る施策の実施に関すること。